

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律

平成十六年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成二五・六・九法四七） 附則（平成二六・四・施行）による改正前の条文

■第 三 条

（定義）
第 一 項 この法律において「保護者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五法律第一二二号）第二十条第一項又は第二十一条の規定により保護者となる者をいう。 法四七より廢止

② ⑥ 略 新法の① ⑤

■第 四 条

（除斥）

第 一 項 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第一二二号）第二十条の規定は、この法律の規定により職務を執行する裁判官及び精神保健審判官について、刑事訴訟法第二十六條第一項の規定は、この法律の規定により職務を執行する判事書記官について準用する。この場合において、刑事訴訟法第二十條第二号中「被告人」とあるのは「対象者」、心神喪失の状態を重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二條第二項中「被告人」とあるのは「対象者」と同条第四号中「事件」とあるのは「処遇事件（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二條第一項に規定する処遇事件をいう。以下同じ）」、同条第五号から第七号までの規定中「事件」とあるのは「処遇事件」と同条第五号中「被告人の代理人、弁護人又は補佐人」とあるのは「対象者の付添人」と、同条第六号中「檢察又は同警察官の職務を行った」とあるのは「審判の申立てし、又は審判の申立てをした者としての職務を行った」と、同条第七号中「第六十六條第二号の決定略式命令、前審の裁判」とあるのは「前審の審判」と、第三百九十八條乃至第四百三條若しくは第四百三十三條とあるのは「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第六十八條第二項若しくは第七十一条第一項」と、原判決とあるのは「原決定」と、裁判

の基礎」とあるのは「審判の基礎」と読み替えるものとする。

■第一章 第五節

第五節 第三條の二・第三條の三 追加（法四七により）

■第二一條第六項

⑥ 保護者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十一条の規定により保護者となる市町村長、特別区の長を含む。以下同じ）については、その指定する職員を含む。及び付添人は、審判期日に出席することとなる。

■第三條第三項

① 検査官は、被疑者が対象行為を行ったこと及び心神喪失者若しくは心神耗弱者であることを認め、公訴を提起しない処分をしたときは、又は第二條第二項第一号に規定する確定裁判があったときは、当該処分をされ、又は当該確定裁判を受けた対象者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けなければならないという認めめる場合を除き、地方裁判所に對し、第四十二條第一項の法律をすることを申し立てなければならない。ただし、当該対象者について刑事事件若しくは少年の保護事件の処理又は外国の退去強制に関する法令の規定による手続が行われている場合は、当該手続が終了するまで、申立てをしないことができる。

■第四條第四項

② 前項の命令を発するときは、裁判官は、当該対象者に対し、あらかじめ、供述を強いることとはしない。また、弁護士である付添人を選任することができることを説明した上、当該対象者が第二條第二項に該当するとされる理由の要旨及び前条第一項の中立てがあつたことを告げ、陳述する機会を与えなければならない。ただし、当該対象者の心身の障害により又は正当な理由がなく裁判官の面前に出頭しないため、これらを行うことができないときは、この限りでない。

■第三九條第三項

③ 裁判所は、審判期日において、対象者に対し、供述を強いることとはしないことを説明した上、当該対象者が第二條第三項に該当するとされる理由の要旨及び第三十三條第一項の中立てがあつたことを告げ、当該対象者及び付添人から、意見を聴かなければならない。ただし、第三十一条第八項ただし書に規定する場合における対象者については、この限りでない。

■第四〇條第二項

① 裁判所は、第二條第三項第一号に規定する対象者について第三十三條第一項の中立てがあつた場合において、次の各号のい

ずれかに掲げる事由に該当するときは、決定をもつて、申立てを却下しなければならない。
一・二（略）

■第四一條第一項

① 裁判所は、第二條第三項第一号に規定する対象者について第三十三條第一項の中立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、検査官及び付添人の意見を聴いて、前条第一項第一号の事由に該当するか否かについての審判及び裁判の別の場合に於ける裁判所で行う旨の決定をすることができる。

■第四六條第二項

② 第四十條第一項の規定により申立てを却下する決定（同項第二号に該当する場合に限る。）が確定したときは、当該決定に係る対象行為に関し、再び第三十三條第一項の中立てをすることができない。ただし、当該対象行為について、第二條第二項第二号に規定する裁判が確定するに至つた場合は、この限りでない。

■第四九條第一項

① 指定入院医療機関の管理者は、当該指定入院医療機関と勤務する精神保健指定医（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九條の二第二項の規定によりその職務を停止されている者を除く。第百十七條第二項を除き、以下同じ）による診察の結果、第四十二條第一項第一号又は第六十一條第一項第一号の決定により入院している者について、第三十七條第二項に規定する事項を考慮し、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために入院を継続させておく法律による医療を行う必要があると認めることができなくなつた場合は、保護観察所の長の意見を付して、直ちに、地方裁判所に對し、退院の許可の申立てをしなければならない。